

「体験・創造ワークショップ事業業務委託」よくある質問

No.	資料名	該当箇所	質問事項	回答
1	仕様書	8 (1) イ	メディア芸術ではない現代美術などのアーティストが講師でも問題ないですか。	仕様書P1 「8 業務内容（1）企画について」では、アーティストやデザイナーなどのクリエイターが講師となり、さまざまなメディアやテクノロジーを使った新しい表現に挑戦することで、メディア芸術に興味を持ち、将来へ繋がる体験となるようなワークショップの実施企画を提案することとしております。 そのため、P2 「イ メディア芸術の分野で活躍するアーティストを講師とする」においては、前述のデザイナーなども含むものと整理しているところです。 上記の企画提案、実施ができる方であれば、「イ」に含まれるものと考えます。
2	募集要項	2	メディア芸術の定義について。企画内容にデジタルやテクノロジーを必要としますか。古典的な絵画の手法もこの枠に当てはまりますか。	募集要項P1 「2 目的」において、若者に関心の高いメディア芸術の振興を図り、将来の千葉文化を担う人材を育てるため、子供を対象としたワークショップを開催することとし、メディア芸術とは、映像作品、マンガ、アニメーション、CGアート、ゲームや電子機器等を利用した新しい分野の芸術と記載しています。 この目的を達成していくことが大切であり、参加した子どもたちがメディア芸術に興味を持ち、将来へ繋がる体験となるようなワークショップの実施という目的が達成される企画内容であれば、そのための具体的な手法として、古典的な絵画手法の活用については、問題ないと考えています。
3	募集要項	4 (3)	類似事業とは、メディア芸能以外のワークショップも含むという認識で間違いないですか。	メディア芸術以外のワークショップ開催業務を含みます。
4	募集要項	4 (3)	類似事業は自治体事業以外の実施も認められますか。	自治体が発注する事業以外の事業を含みます。